

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

1 条例案の名称

和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）

※ 和歌山市に所在する施設は当該条例が適用されず、中核市である和歌山市が制定する条例が適用される。

2 根拠法令

(1) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 111 条第 1 項から第 3 項

(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「国基準」という。）

※ 国のパブリックコメントにおいて、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（仮称）案について（概要）」が示されている。

3 条例制定に当たっての基準の区分（改正後の介護保険法第 111 条第 4 項）

(1) 国基準に従うべき基準

- ・介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数
- ・入所者の適切な処遇、安全の確保及び秘密保持に関連する事項

(2) 国基準を参酌すべき基準

- ・(1)に掲げる基準以外の基準

※ 医師及び看護師の員数並びに療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に関する基準は、国基準が直接適用され、条例で定める基準から除外されている。

4 基準案の考え方

国基準を基本としつつ、他の介護保険施設の基準条例との整合性を図ることも念頭に置き、高齢者を取り巻く社会環境等に鑑み、特に重要であると考える事項について、県独自の基準を設ける。

5 基準案の内容

(1) 県独自に定める基準

項目	国基準	県独自基準
記録の整備	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(注)	指導の実効性を高めるため、過払いの返還請求の消滅時効が5年であることを踏まえ、記録の保存期間を国基準の「完結の日から2年間」から「サービス提供の日から5年間」に変更する。
人権擁護の推進		入所者の人権擁護の推進を図るため、人権擁護推進員の配置を求める。 職員等の人権に対する理解を深めるため、研修を実施するものとする。
防災対策の推進		非常災害対策の確実な実施及び推進を図るため、災害対策推進員の配置を求める。
衛生管理の推進		衛生管理等の確実な実施及び推進を図るため、衛生管理推進員の配置を求める。

注 国の「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（仮称）案について（概要）」において、「運営基準については、介護療養型医療施設の基準と同様としつつ、他の介護保険施設との整合性や長期療養を支えるサービスという観点も鑑みて設定することとする」とあるため、介護療養型医療施設の基準と同内容を想定している。

(2) その他の基準

県独自基準以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。